

補助金の取扱いについて①

【競技団体における補助金の取扱いについて】

- 1 競技団体にあつては補助金と会の運営に係る経費は**別通帳で管理**すること。
- 2 各通帳は、**個人名義とせず、競技団体名等**とすること。
- 3 会計報告時は**通帳の写しを添付**すること。
- 4 競技団体にあつては、補助金に関する書類(通帳、出納簿及び証憑等)を整備し、**5年間保存**すること。

種別毎に口座を開設してもかまわないが、**全ての口座を届け出る**こと。

補助金管理団体

○大分県競技力向上対策本部

○・・・県
▲・・・競技団体

○競技団体口座(届出済の指定口座)へ入金

補助金

報告

競技団体(41)

- ・事業専用口座の開設
- ・通帳と印鑑保管者の兼任不可

〈会計責任者の業務〉

- ▲事業専用口座へ入金
- ▲事業専用口座の検閲
- ▲通帳・印鑑保管者区分を管理
- ▲報告書の検閲
- ▲補助金に関する書類の管理

補助金

報告

《報告時》

- ▲報告書作成
- ▲会計責任者へ事業専用通帳の写しと領収書を提出

担当者

- ・事業専用口座の開設(個人名不可)

補助金の取扱いについて②

★申請・報告について ※提出日厳守

事業名	申請期日	報告期日	参照
新チーム大分強化	4月30日まで	事業完了から30日または 4月5日のいずれか早い日	新チーム大分強化事業関係資料P2～P3 別紙『新チーム大分強化事業』補助金事務 のながれ
スポーツ振興基金	6月30日まで	事業完了から30日または 4月10日のいずれか早い日	大分県スポーツ振興基金事業関係資料 P2～P3 県スポーツ振興基金事業費補助金の 事務処理についてP1～P2
世界に羽ばたく アスリート強化	派遣日の原則 1か月前まで	事業完了から30日または 4月5日のいずれか早い日	世界に羽ばたくアスリート強化事業 関係資料P2～P3 世界に羽ばたくアスリート強化事業 関係資料P17

★昨年度からの主な変更点

- 1, 新チーム大分強化事業
 - ・県外交通費限度額
- 2, スポーツ振興基金
 - ・申請期限 6月30日
- 3, 世界に羽ばたく選手強化事業
 - ・実施要項 4 対象競技「ワールドゲームズ種目」を追加
 - ・県外交通費限度額